

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 6 日

各 県 立 学 校 長 様

体 育 保 健 課 長

運動部活動における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について

標記のことについて、『まん延防止等重点措置』が適用されたことを踏まえた県立学校における対応について（4月2日付け教体第1029号）において、本県の教育活動での感染拡大防止のさらなる徹底をお願いしているところです。

特に運動部活動においては、新学期を迎え多くの新入部員が入部し、練習中だけでなく、更衣室の利用や、ミーティングなど多人数で行動する機会も多くなることから、クラスターが発生する可能性も危惧されます。

また、新型コロナウイルス変異株の感染拡大が警戒されている中、感染した場合は、長期におよぶ療養期間を要することとなり、生徒及び部にとって最大の目標であるインターハイ等の公式試合の参加を棄権せざるを得ない事態にもなりかねません。

ついては、運動部活動顧問に対して、部活動を行う際には、下記の感染拡大防止対策の徹底について再度周知願います。

記

- 1 競技団体等で定めている感染防止ガイドライン等を改めて確認し遵守すること。
- 2 体育館などの屋内で実施する場合は、こまめな換気を行うこと。（換気扇を設置している体育館での活動時は、必ず換気扇を使用すること）
- 3 部員に体調及び健康管理を徹底させるとともに、体調がすぐれない場合は絶対に参加させないこと。また、部員同士で自他の体調不良などの事項が伝えやすい部の雰囲気づくりに努めること。
- 4 マスクの着用、手洗い・検温の実施、部室の利用方法などのルールを確認するとともに、近距離で一斉に大きな声で発声したり、接触したりする行動等を控えるよう指導すること。
- 5 活動時間（準備・片付けを含む）は、できる限り短時間で行い、活動後は速やかに帰宅させること。
- 6 使用する用具等については、生徒間での不必要な使い回しをさせないこと。
- 7 免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導すること。
- 8 顧問は、指導を行う際に感染予防に留意すること。

本件連絡先 兵庫県教育委員会事務局 体育保健課 学校体育班（担当：土井） 電話 078-362-3787 FAX 078-362-3959
--